

東伏見公園マネジメントプラン

東伏見公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	74-3
I 東伏見公園の基礎的事項	74-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 東伏見公園の開園概要	74-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東伏見公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	74-7
2 取組方針	74-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	74-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東伏見公園の現況写真	
<資料編>	74-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東伏見公園に関する資料	

はじめに

「東伏見公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 1 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東伏見公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 西東京都市計画公園第5・5・1東伏見公園
- ・位置 西東京市東伏見一・六丁目及び柳沢一丁目各地内
- ・面積 13.7ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和16年1月11日 内務省告示第8号
(最終) 平成16年4月22日 東京都告示第721号

(2) 東伏見公園の基本的な性格・役割

東伏見公園は多摩地域東部に位置する総合公園で、隣接する東伏見稲荷特別緑地保全地区、東伏見石神井川緑地を経て練馬区立武蔵関公園へ繋がる水と緑のネットワークの拠点となる公園である。

道路・河川・公園の連携による「うるおい空間の創出」を基本理念とし、あわせて災害時の「防災拠点」としての機能を持たせるとともに都民の「心のふれあい・交流の場」として計画されている。現在、草地広場が整備され、近隣住民の憩いの場として利用されており、今後は親水広場等の整備及び追加開園が期待されている。

なお、西東京市地域防災計画により防災上の重要な位置づけを持っている。

2 過去の取組の成果等

当初「東伏見公園マネジメントプラン(H24)」における重点目標に係る過去1年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○水と緑の骨格軸の形成

道路・河川事業との連携による東伏見公園の整備が行われ、道路事業との連携部分を含む2.7haが新規開園し、水と緑の骨格軸の形成が進んだ。

○災害時における公園の有効活用

安全・安心への対応として、巡回や大型看板などで公園ルールの周知が行われた。

○その他

ガイドウォークやスポーツイベントの実施により、公園の魅力向上が図られた。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・ 東京都公園審議会答申（平成 13 年 6 月）
- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 西東京市地域防災計画
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）

Ⅱ 東伏見公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立東伏見公園（ひがしふしみこうえん）
開園日	平成 25 年 4 月 1 日
開園面積	26,957.28 m ² （平成 26 年 10 月 1 日現在）
公園種別	総合公園
所在地	西東京市東伏見一丁目
アクセス	西武新宿線「西武柳沢」、「東伏見」、吉祥寺駅から保谷行き、保谷駅から吉祥寺、三鷹行き西武バス「千駄山住宅」

(2) 主な公園施設

多目的広場、デッキ、四阿

2 利用状況等

(1) 利用概況

・西武新宿線柳沢駅至近の交通至便の位置に立地しているが、現在の開園区域は小規模で地域の利用者が多い。広場は散策・休息、ジョギングや犬の散歩や、ボール遊び等に利用されている。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人) 11,914	1,755	1,531	1,320	775	376	362
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	635	1,738	721	1,270	538	893

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「ガイドウォーク（公園の樹木や草花、生き物のガイドウォーク）」などが行われた。

Ⅲ 東伏見公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用の発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・西東京市地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園面積

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・草地広場のあるゾーン
運動や遊びなどの多目的な利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・調布保谷線上部人工地盤上の遊歩道のゾーン
コンクリート上部の緑地であるため、乾燥等に配慮した樹木等の生育環境を確保し、歩行者の快適な散策や通行に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 東伏見公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/5000の地図図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都庁基文第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①植物の維持管理

多目的広場の草地については、過度の利用による裸地化を防止するため計画的な地被の保護を行う。人工地盤上の植栽については乾燥に留意し、育成管理を行っていく。

②道路と重複する部分の管理

道路と重複する区域の管理については、別途、道路管理者と交わされた基本協定に基づいて行う。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 草地広場を活かした公園利用の促進

明るく開放的な草地広場の特徴を活かし、地域のレクリエーション・交流拠点などとしても利用を促進する取組を行う。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：38,500㎡

西東京市東伏見一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：91,100㎡

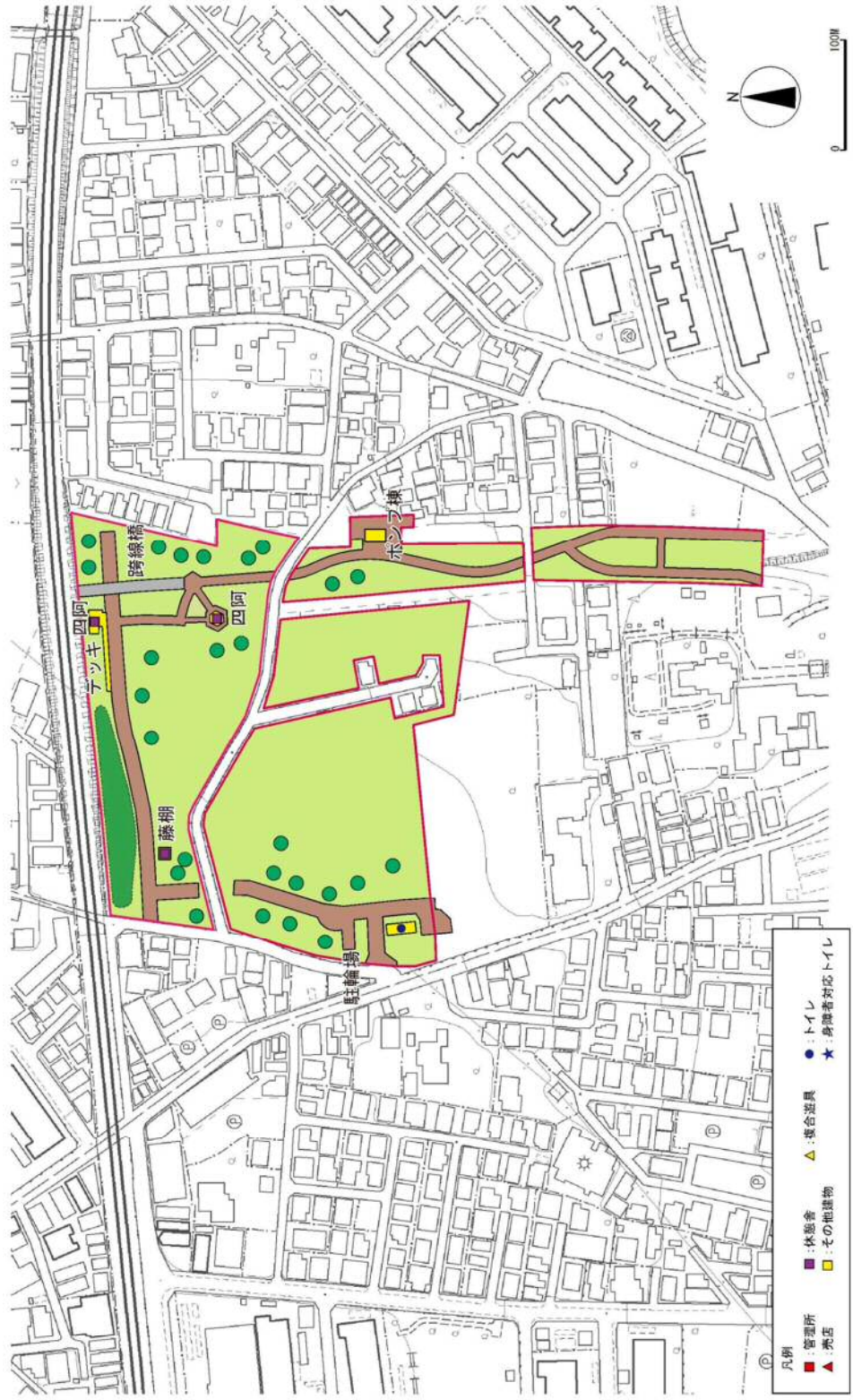
西東京市東伏見一丁目、柳沢一丁目

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

IV 図面・写真

現況平面図 東伏見公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺1/25000の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都計基交第200号

周辺土地利用図（空中写真）

東伏見公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

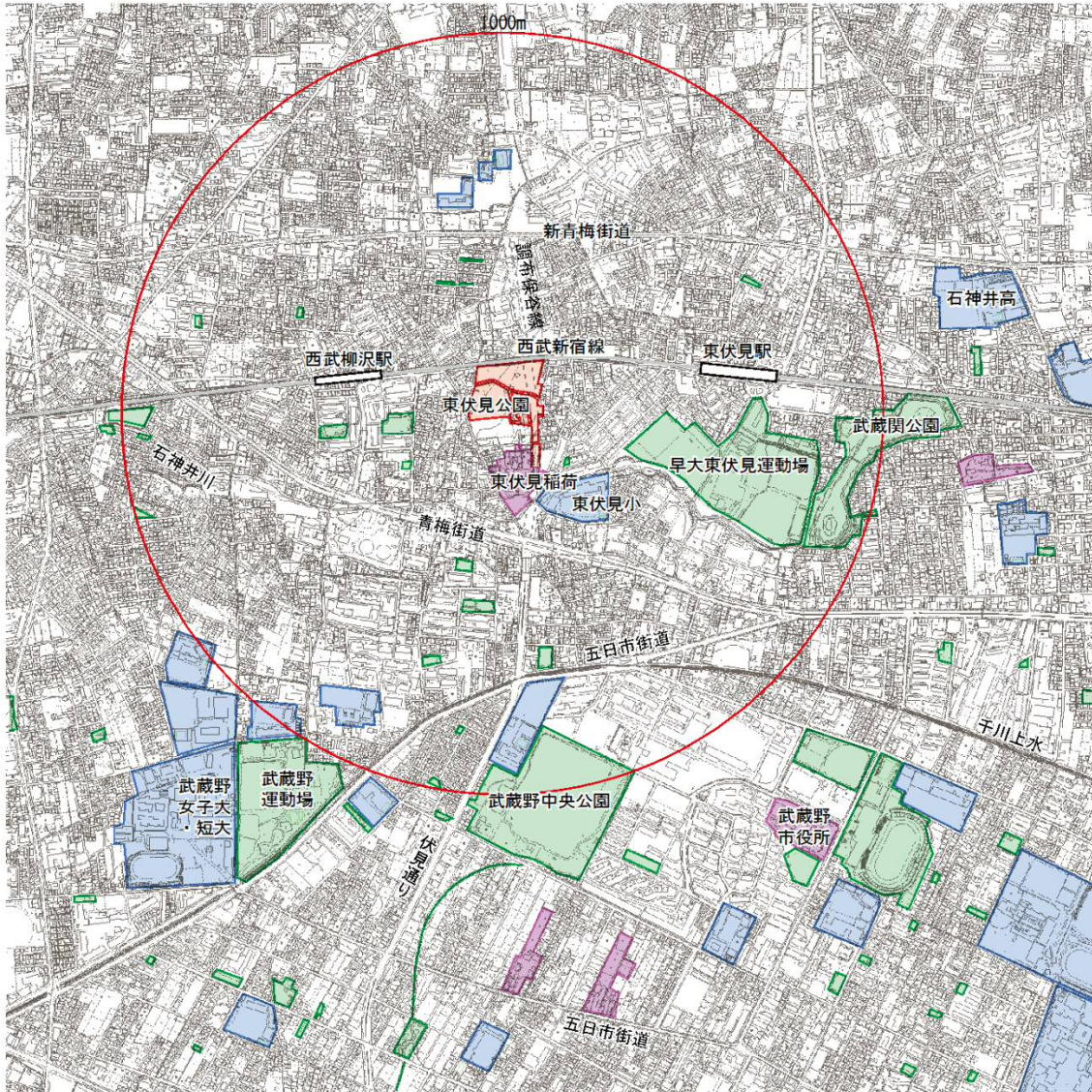
縮尺 1:1,500
0 50m 150m



平成22年3月撮影

周辺土地利用図（地図）

東伏見公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000m



東伏見公園の現況写真 【平成 26 年 12 月撮影】

①多目的広場・藤棚



⑤草地広場（中央部）



②デッキと四阿



⑥トイレ



③跨線橋



⑦トンネル上部園路



④多目的広場と四阿



⑧階段（トンネル上部の園路へ接続）



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

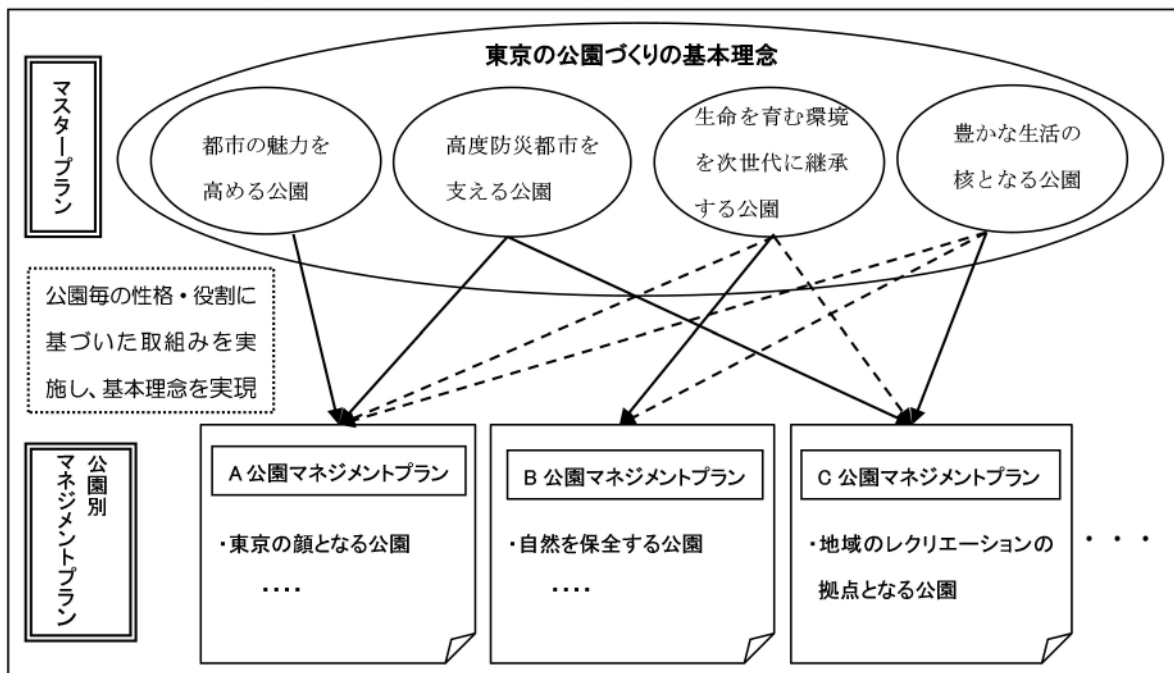
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東伏見公園が担うことになるプログラムには◎を、東伏見公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	◎ ◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	○
			公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○

基本理念	プロジェクト		プログラム		
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、 街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実	◎	
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進	◎	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実		
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	○	
	基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
				ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○	
プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
	(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○		
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 東伏見公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 16 年 1 月 1941 年	内務省告示第 8 号により「東伏見公園」として都市計画決定 (14.5ha)
平成 11 年 2 月 1999 年	東京都告示第 721 号により、都市計画決定。(13.7ha)
平成 25 年 4 月 2013 年	東京都告示第 446 号により、開園。(2.68ha)
平成 26 年 6 月 2014 年	追加開園 (0.02ha)

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本公園内南側を石神井川が東西に横断し、東伏見石神井川緑地を経て武蔵関公園へ繋がっている。石神井川に接する箇所は河川部との連携事業により親水公園化が図られる。
- ・公園の南東は都市計画決定された東伏見稲荷特別緑地保全地区が隣接し、緑豊かな景観を形成している。

2) 社会的環境

- ・公園の西側は道路を挟み都営柳沢一丁目アパート、南側に都営柳沢二丁目アパート、東側には都営東伏見一丁目アパートなどの集合住宅が多く見られるほか、戸建て住宅も多い。
- ・公園東側の計画区域内を都道東大泉田無線が南北に縦断しており、公園区域はアンダーパスとして整備されている。
- ・本公園の北側に接して東西に西武新宿線が通っており西武柳沢駅が最寄り駅となっているほか、東伏見駅からも徒歩でアクセスが可能である。
- ・公園の南側には幹線道路の青梅街道が通っており、広域的なアプローチ道路として考えられる。
- ・バス交通はJR三鷹駅、吉祥寺駅から西武柳沢駅および西武池袋線保谷駅を結ぶバス路線が伏見稲荷通りを通っており主要なアクセス手段として考えられる。

(3) 園内のトピックス

①多目的広場

のびのびと体を動かすことのできる、広々とした芝生の広場であり主に地域の利用者を主体に散策・休息、ジョギングや犬の散歩、ボール遊び等に利用されている。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況 (件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	1	-	-	-	-
映画等の撮影	0	-	-	-	-
その他	3	-	-	-	-

2) 主な催し物 (平成25年度実施分)

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 (人)
イベント	1	ガイドウォーク	10月	24
自主事業	1	犬のマナーアップキャンペーン	5月/11月	—